

# 料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用（標準）]

2019年5月1日実施

株式会社グリムスパワー

## 料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用（標準）]

### 目 次

1	対象となるお客さま.....	2
2	料金表等の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金.....	2
	(1) 従量電灯 S.....	2
	(2) 従量電灯 L.....	3
	(3) 低圧電力.....	3
5	中部電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	3
	(1) 従量電灯 S.....	3
	(2) 従量電灯 L.....	4
	(3) 低圧電力.....	4
6	関西電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	5
	(1) 従量電灯 S.....	5
	(2) 従量電灯 L.....	5
	(3) 低圧電力.....	5
7	中国電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	6
	(1) 従量電灯 S.....	6
	(2) 従量電灯 L.....	6
	(3) 低圧電力.....	6
8	四国電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	7
	(1) 従量電灯 S.....	7
	(2) 従量電灯 L.....	7
	(3) 低圧電力.....	7
9	九州電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	8
	(1) 従量電灯 S.....	8
	(2) 従量電灯 L.....	8
	(3) 低圧電力.....	9
10	東北電力株式会社の供給区域の場合の料金.....	9
	(1) 従量電灯 S.....	9
	(2) 従量電灯 L.....	9
	(3) 低圧電力.....	10
11	延滞利息.....	10
12	燃料費調整.....	10
13	離島ユニバーサルサービス調整.....	12
14	その他.....	14
附	則（実施期日）.....	14

## 料 金 表

### 1 対象となるお客さま

この料金表[供給電圧が低圧のお客さま用(標準)](以下「この料金表」といいます。)は、当社の電気供給約款(2019年5月1日実施。以下「供給約款」といいます。)が適用されるお客さまに適用いたします。

### 2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この料金表を変更する場合には、供給約款2(供給約款の変更)を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、供給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表または供給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表または供給約款によります。

### 3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

### 4 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

#### (1) 従量電灯 S

##### イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア (A)	561 円 60 銭
契約電流 30 アンペア (A)	842 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,123 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,404 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,684 円 80 銭

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	19 円 52 銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	24 円 70 銭

300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 01 銭
--	-----------

(2) 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	280 円 80 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	19 円 52 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 70 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 01 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力 1 キロワット(kW)につき	1,015 円 12 銭
---------------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 06 銭	15 円 51 銭

5 中部電力株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア (A)	561 円 60 銭
契約電流 30 アンペア (A)	842 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,123 円 20 銭

契約電流 50 アンペア (A)	1,404 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,684 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	20 円 68 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	24 円 32 銭
300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	26 円 01 銭

(2) 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき	280 円 80 銭
--------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	20 円 68 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	24 円 32 銭
300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	26 円 01 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力1キロワット(kW)につき	1,035 円 02 銭
-------------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時 (kWh) につき	16 円 73 銭	15 円 21 銭

## 6 関西電力株式会社の供給区域の場合の料金

### (1) 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時(kWh)まで	327円65銭
電力量料金	15キロワット時(kWh)をこえ120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	19円76銭
	120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	25円33銭
	300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	27円90銭

### (2) 従量電灯 L

#### イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	388円80銭
------------------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	17円40銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	20円82銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	23円06銭

### (3) 低圧電力

#### イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力1キロワット(kW)につき	965円26銭
-------------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき	14 円 35 銭	12 円 90 銭

## 7 中国電力株式会社の供給区域の場合の料金

### (1) 従量電灯 S

料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) まで	331 円 23 銭
電力量料金	15 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	20 円 40 銭
	120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 15 銭
	300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 00 銭

### (2) 従量電灯 L

#### イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	399 円 60 銭
----------------------------	------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 76 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 02 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 79 銭

### (3) 低圧電力

#### イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力 1 キロワット(kW)につき	984 円 44 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時 (kWh) につき	14 円 75 銭	13 円 49 銭

8 四国電力株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) まで	403 円 92 銭
電力量料金	11 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	20 円 00 銭
	120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	25 円 70 銭
	300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 85 銭

(2) 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき	367 円 20 銭
--------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	16 円 66 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 42 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 21 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。



契約電力 1 キロワット(kW)につき	989 円 32 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき	15 円 51 銭	14 円 09 銭

9 九州電力株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア (A)	583 円 20 銭
契約電流 30 アンペア (A)	874 円 80 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,166 円 40 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,458 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,749 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 14 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 96 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 78 銭

(2) 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	291 円 60 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 14 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 96 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 78 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力 1 キロワット(kW)につき	896 円 72 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき	16 円 80 銭	15 円 15 銭

10 東北電力株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア (A)	648 円 00 銭
契約電流 30 アンペア (A)	972 円 00 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,296 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,620 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,944 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	18 円 24 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 12 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 74 銭

(2) 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	324 円 00 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	18 円 24 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	24 円 12 銭
300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	26 円 74 銭

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力 1 キロワット(kW)につき	1,120 円 90 銭
---------------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時 (kWh) につき	15 円 66 銭	14 円 23 銭

11 延滞利息

供給約款 25 (延滞利息) (2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------

12 燃料費調整

(1) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$
中部電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$
関西電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$
	$\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1332$

中国電力株式会社の供給区域の場合	$\gamma = 0.9761$
四国電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.2104$
	$\beta = 0.0541$
	$\gamma = 1.0588$
九州電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0053$
	$\beta = 0.1861$
	$\gamma = 1.0757$
東北電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1152$
	$\beta = 0.2714$
	$\gamma = 0.7386$

- (2) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	基準燃料価格
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	44,200 円
中部電力株式会社の供給区域の場合	45,900 円
関西電力株式会社の供給区域の場合	27,100 円
中国電力株式会社の供給区域の場合	26,000 円
四国電力株式会社の供給区域の場合	26,000 円
九州電力株式会社の供給区域の場合	27,400 円
東北電力株式会社の供給区域の場合	31,400 円

- (3) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (2) に定める基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力株式会社および中国電力株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。四国電力株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	22 銭 8 厘
中部電力株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	22 銭 9 厘
関西電力株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	16 銭 2 厘
関西電力株式会社の供給区域	1 キロワット時 (kWh) につき	2 円 43 銭 0 厘

の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量の場合		
中国電力株式会社の供給区域 の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量以外の場合	1キロワット時 (kWh) につき	24 銭 1 厘
中国電力株式会社の供給区域 の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量の場合	1キロワット時 (kWh) につき	3 円 61 銭 3 厘
四国電力株式会社の供給区域 の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量以外の場合	1キロワット時 (kWh) につき	19 銭 2 厘
四国電力株式会社の供給区域 の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量の場合	1キロワット時 (kWh) につき	2 円 11 銭 5 厘
九州電力株式会社の供給区域 の場合	1キロワット時 (kWh) につき	13 銭 4 厘
東北電力株式会社の供給区域 の場合	1キロワット時 (kWh) につき	21 銭 7 厘

### 13 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イに定める  $\alpha$ ,  $\beta$  および  $\gamma$  の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	- - -
中部電力株式会社の供給区域の場合	- - -
関西電力株式会社の供給区域の場合	- - -
中国電力株式会社の供給区域の場合	- - -
四国電力株式会社の供給区域の場合	- - -
九州電力株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 1.0000$

	-
	-
東北電力株式会社の供給区域の場合	-
	-
	-

- (2) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	離島基準燃料価格
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
中部電力株式会社の供給区域の場合	-
関西電力株式会社の供給区域の場合	-
中国電力株式会社の供給区域の場合	-
四国電力株式会社の供給区域の場合	-
九州電力株式会社の供給区域の場合	52,500 円
東北電力株式会社の供給区域の場合	-

- (3) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (2) に定める離島基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中部電力株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中国電力株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中国電力株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
四国電力株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
四国電力株式会社の供給区域	1 キロワット時 (kWh) につき	-

の場合で従量電灯Sの最低料金 適用電力量の場合		
九州電力株式会社の供給区域 の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	3 厘
東北電力株式会社の供給区域 の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-

#### 14 そ の 他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 附 則（実施期日）

この料金表は、2019年5月1日から実施いたします。



2019年5月1日  
株式会社グリムスパワー

---